

公益社団法人 大阪府理学療法士会  
会長 山川智之 様

平成 30 年 4 月 9 日

理学療法士を目指した臨床実習中にパワハラを苦に  
自殺した近畿リハビリテーション学院学生の遺族

大野 佳奈子

医療情報の公開・開示を求める市民の会  
副代表 岡本隆吉

## 理学療法士養成の臨床実習における、不当な学生指導 及び患者個人情報 の 院外持ち出しを根絶するための 緊急要望と公開質問状

貴会が後進の育成に努力されている事に敬意を表します。

しかしながら、私の夫、大野輝民は、貴会傘下の大阪府内理学療法士による実習指導の名を借りた不当なハラスメントに耐えかねて姿を消し、平成 25 年 11 月末、須磨浦山上遊園で自殺しました。彼の自殺後に私たちが知ったのは、夫の在籍していた近畿リハビリテーション学院は平成 20 年 9 月にも臨床実習中のハラスメントを苦しめた学生の自殺事件を起こしていたことでした。

同様の悲劇の再発防止のために、私たちはこれまでに国会議員の協力を得て政府へ質問主意書を 2 回提出し、厚生労働委員会においてもこの問題を取り上げて頂きました。その結果実施された学校養成施設並びに学生等に対するアンケート調査で、臨床実習によって多くの学生が心身に不調をきたし鬱病を発症したり、留年や退学を余儀なくされている実態が明らかとなりました。臨床実習における様々な問題が学生の大きな負担となっている事実は、昨年の理学療法士・作業療法士養成カリキュラム等改善検討会で、福島座長が指摘し、報告書でも触れられている通りです。大阪の近畿リハビリテーション学院が起こした 2 つの自殺事件は決して偶然ではありません。理学療法士養成の臨床実習で常態化した深刻なハラスメントが背景にあり、学生が自殺に追い込まれているのです。

日本理学療法士協会は「理学療法士が集う唯一の学術および職能団体」を自任されており、大阪府下の理学療法士の人格、倫理及び学術技能の研鑽に関して、貴会

は極めて重い責任を負っていると言えます。しかしながら、先日（3月29日）の面談でお考えをお伺いしたところ、臨床実習における深刻なハラスメントに対する貴会の認識、改革実施の意志を全く感じることができませんでした。そこで、改めて貴会の臨床実習に対する現状認識及び今後の方針をお伺いしたく緊急要望と公開質問状を提出致します。

私たちが臨床実習における重大問題として現在考えているのは、①関連法令及びガイドライン違反が常態化していること、②コミュニケーション不能な重症患者が頻繁に学生の実習症例とされている事、③実習指導者からの説明や手本に基づいた具体的指導が行われていない事、④患者の個人情報 の院外持ち出しが日常的に行われていること、以上の4点です。これらは臨床実習中の学生に過剰な負担を強いる非常に重大な要因となっており、即刻禁止することを要求します。

理不尽で深刻な被害をもたらす学生に対するハラスメントについて、これ以上放任することは許されません。臨床実習におけるハラスメントを撲滅し、学生を自殺に追い込むような事態を二度と起こさないために、貴会がどのようにして指導的役割を果たされるのか、どのような具体策を検討されているのかが明らかとなるよう、下記質問項目に対する真摯なご回答をお願い申し上げます。

## 記

1. 臨床実習が1単位(1週間)45時間の実習で構成されるのは、関連法令、現行のガイドライン及び先の指導要領でも明確に規定されています。さらに、理学療法士協会の理学療法教育ガイドライン(1版)でも、「養成校が求める学習内容は、自己学習も含めて、すべて開講期間の週日定時まで習得できる」(27頁)とされています。課題等も実習時間内に終わらせることが基本であるにもかかわらず、貴会の理学療法士がそれを厳守せず、日誌等課題を学生に毎日持ち帰らせ、実習時間外での遂行を強要していた事実があります。そこで、臨床実習の在り方について伺います。
  - ① 貴会は、臨床実習1単位45時間の規定についてどのように考えてきたのか。
  - ② 貴会会員が臨床実習中の学生に日誌等課題を毎日持ち帰らせ、実習時間外に作成させていた実態について、貴会は承知していたか、又は承知していなかったか。
  - ③ 承知していたのなら、中止するよう指導した実績がこれまでにあるか。
  - ④ 承知していたが中止の指導をしていなかったとしたら、それは何故か。
  - ⑤ 貴会は、コミュニケーション不能な重症患者が、頻繁に学生の実習症例とされている実態を認識しているか。
  - ⑥ 臨床実習で学生に患者を担当させる場合、貴会は適切な症例の条件或いは不適切な症例の基準等を具体的に示しているか。

- ⑦ 平成 28 年の再質問主意書で臨床実習中の学生に許される理学療法行為を質したところ、内閣は「条件を満たした上で、座る、立つといった基本的動作能力の回復を図るための運動を患者に対して行わせることがこれに該当する」と回答しているが、貴会会員の指導下で行われる臨床実習は「基本的動作能力の回復を図るための運動」の範囲内で行われているか。
  - ⑧ 貴会会員が臨床実習指導を行う場合、学生に付き添って説明し手本を見せて指導しているか。この点を調査したことはあるか。
  - ⑨ 多くの臨床実習経験者が、実習指導者からの具体的な説明や手本等に基づく指導を受けていないと訴えているが、これは何故か。
  - ⑩ 大阪府下の養成施設で、臨床実習中に学生が 2 名も自殺している。貴会は重大事件と受けとめて組織内で議論したことがあるか。
  - ⑪ 議論した事実があれば、再発防止について具体的にどのような対策を講じたのか。
  - ⑫ 再発防止について具体的な対策を講じていない場合、その理由は何か。
2. 貴会では臨床実習教育における倫理規定で、個人情報保護法遵守又は患者の個人情報漏洩防止を唱えています。学生に対する注意喚起を促す程度のもに過ぎず、極めて不十分で漏洩の歯止めにはなりません。以下について伺います。
- ① 実習症例患者の情報を自宅へ持ち帰らせることが個人情報漏洩の原因を作っているとなぜ思わないのか？
  - ② 実習時間内に必要な時間を与えて、臨床実習施設内で日誌や課題作成を終わらせれば、患者情報を持ち帰る必要もなくなる。患者の身体、生活様式、等の個人情報は最も保護されるべきレベルの高い個人情報である。なぜこのような重大なことが見過ごされてきたのか。
  - ③ 個人情報保護の観点から倫理規定作成以外にどのような取り組みを実施してきたのか。あったらお聞きしたい。
  - ④ 実習中に記録した患者の症状や日常生活、本人の性格、病歴等の個人情報を学生の私物パソコンに保存したり、院外に持ち出したり、自宅に持ち帰ることを禁止すべきである。実習中に止むを得ず学生の私物パソコンに個人情報を保存した場合でも、学生が一日の実習を終えたら、USB などに移して施設で一括保管して、私物パソコンからの消去を確認することが必要と考えるがいかがか。
3. 有効な再発防止は実際の被害から学ぶことでしか始まりません。7 月 1 日に予定されている第 30 回大阪府理学療法学会大会の場で、亡くなった大野輝民の

遺族大野佳奈子に、事件の内容と原因、臨床実習改善の提言について報告する機会を提供していただく事を要望いたします。

以上の各項目に対して面談の上文書でご回答いただき、その上で意見交換して、学生に対する悲惨なハラスメント撲滅・自殺事件防止を目的とした前向きな対処、対応を共に図っていきたいと考えていますので、よろしくお願い致します。

追記：上記学生等に対してのアンケート調査（厚労省が平成 29 年 10 月 30 日公表）で、回答した理学療法学生等 1151 人のうち約 90%が殆ど或いは毎日課題を与えられて自宅に持ち帰っており、実習前と比較して、約 45%の学生等が睡眠時間 3~4 時間程度短く、さらに 17%が 5 時間以上睡眠時間を削っており、回答者の半数が臨床実習期間中に心身の不調をきたし、180 人は病院を受診したことが明らかとなっています。また、29 年度に自殺未遂を二回起こした事例について、私たちはご家族から連絡を受けています。この点も申し添えておきます。

以上

## 回 答 書

平成30年7月18日

大野 佳奈子 様

医療情報の公開・開示を求める市民の会  
副代表 岡本 隆吉 様

公益社団法人 大阪府理学療法士会  
会長 山川智之

謹啓

平素は当会の活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

平成30年4月9日付「理学療法士養成の臨床実習における、不当な学生指導及び患者個人情報の院外持ち出しを根絶するための緊急要望と公開質問状」（以下、「質問状」）といたします。）に対し、以下のとおり回答します。

なお、回答の前提として、大阪府理学療法士会（以下、「府士会」といいます。）の性質について述べます。

府士会は、「理学療法士の人格、倫理の高揚に努め、学術技能を研鑽し、大阪府下における理学療法技術の普及向上を図ると共に、大阪府民の保健・医療・福祉の発展に寄与することを目的」とし（定款第3条）、「この法人の目的に賛同して入会した」個人・団体を「法律上の社員」とする任意加入型（定款第5条）の公益社団法人です。

府士会は、「大阪府内に勤務又は居住している理学療法士」を主な構成員（正会員）としていますが、あくまでも任意加入型の法人です。

質問状では、概要、①臨床実習についての府士会の認識内容および具体的指導の有無、②実習症例患者の情報を自宅へ持ち帰らせることについての意見、③第30回大阪府理学療法学会に大野佳奈子氏に報告する機会を提供する旨の要望について記載してあります。

順にお答えします。

府士会としては、従来、臨床教育の水準を保守することは、理学療法士の資

質及び社会的地位の向上に関する事業（定款第4条（2））の一環として欠くことのできない要素であるとして、「臨床実習教育基準について 指導責任者及び指導体制の規程」を策定し、また、内規として「臨床実習教育基準」、「臨床実習教育基準の運用システム」を策定してきました。そして、直近では、平成28年1月12日に「理学療法士臨床実習教育における倫理規程」（以下、「倫理規程」といいます）を策定しました。

この倫理規程では、臨床実習においてはあくまでも「対象者の安全を確保し、適切な医療を提供することを最優先事項」である旨明文で確認しつつ（第6条）、それに向けて養成校が教育カリキュラムを整備しなければならないことを規程したうえで（第4条）、「学生に対する安全配慮義務」規程（第7条）、「学生へのハラスメントの禁止」規程（第8条）を明記し、それら学生保護規定を実質的に担保するため、科目担当教員・臨床実習指導者が学生の評価を適正に行わなければならない旨（第9条）を明記しました。

上記倫理規程は、臨床実習教育を取り巻く社会的な環境の変化にも対応すべく、今後も折に触れて内容を検討することとし、必要に応じて改変していく所存です。

上記をもって、質問状に記載の質問①及び②への回答とさせていただきます。

なお、府土会は、先述したとおり、定款所定の目的のもと、任意に参集した個人・団体を構成する公益社団法人であり、現状の定款等のもとでは、構成員に対する指導監督権は有していないと解されることから、上記倫理規程の策定に留めたという経緯を申し添えておきます。

また、質問状に記載の質問③については、学術大会は、基本的に理学療法の専門的知識及び技能を向上させることを目的としており、また、諸事情を総合的に考慮して、ご要請については応じかねます。

以上をもって、質問状に対する回答とさせていただきます。

謹白